

【別紙3】

芽室町トレーニング施設設置及び管理条例施行規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、芽室町トレーニング施設設置及び管理条例の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の申請）

第2条 条例第7条第1項の規定により芽室町トレーニング施設内スタジオ（以下「スタジオ」という。）の使用許可を受けようとする者は、その使用する日の3箇月前から前日までにスタジオ施設使用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 芽室町トレーニング施設（以下「トレーニング施設」という。）の個人使用については、前項の規定にかかわらず、使用の当日指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。
- 3 前項の場合は、トレーニング施設使用者名簿（第2号様式）に記帳して使用するものとする。

（使用の許可）

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により使用を許可したときは、スタジオ使用許可書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 スタジオの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用にあたっては使用許可書を携帯し、指定管理者の要求があったとき直ちに提示しなければならない。

（許可条件の変更等）

第4条 使用者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない。

- 2 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、スタジオ使用取消願（第4号様式）に使用許可書を添え指定管理者に提出しなければならない。

(不許可の通知)

第5条 条例第8条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第6条 使用者は、条例第9条第2項の規定により使用許可書の交付を受けるときに使用料を納入しなければならない。

2 個人使用は当日券、回数券（第5号様式）、1か月券（第6号様式）により使用するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内の中学生以下が使用するときは、個人使用料及び団体使用料を免除するものとする。
- (2) 町外の中学生以下が使用するときは、個人使用料は免除し、団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含む。）で使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (3) 高校生が使用するときは、個人使用料及び団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合の団体使用料は、その使用料の5割を減額するものとする。
- (5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第11条ただし書の規定により還付する使用料の割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能になったとき 全額
 - (2) 条例第14条第3号の規定により使用許可を取消したとき 全額
 - (3) 使用日の前日までに使用の変更又は取り消しを申し出て委員会が相当の理由があると認めたとき 5割
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、スタジオ使用料還付申請書（第7号様式）を、委員会に提出しなければならない。

(特別設備の承認)

第9条 条例第13条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別物件を搬入しようとする者は、指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。

(プログラム等の提出)

第10条 トレーニング施設で行う体育競技大会その他これに類する催物のために使用しようとする者は、事前にプログラム等を定め指定管理者に提出しなければならない。

(指定管理者の立入)

第11条 指定管理者は、トレーニング施設管理に必要があると認めたときは、使用場所に立ち入ることができる。

(使用者、入館者の遵守事項)

第12条 使用者又は入館者（敷地内に立ち入る者も含む。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた設備以外は使用しないこと。
- (2) 許可なくトレーニング施設内外（敷地内も含む。）で物品の配布又は販売、金品の募金寄附、飲食物の提供等の行為をしないこと。
- (3) 許可なく広告宣伝物等の提示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (4) 使用後は、使用した物件は所定の場所に戻し、必ず指定管理者の点検を受けること。
- (5) 所定の場所以外で飲食しないこと。

- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 館内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (8) 騒音を発し、暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (10) その他指定管理者の指示に従うこと。

(入館者の規制)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、入館することができない。

- (1) 保護者の同伴しない未就学児童
- (2) その他指定管理者が明らかに館内の秩序を乱すおそれがあると認めた者

(損害賠償の免責)

第14条 使用者が条例第14条の規定によりトレーニング施設の使用等の許可を取り消され、又は使用等を制限されたため損害を受けることがあっても町及び指定管理者は、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 条例第16条に規定する賠償の額は、次のとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
- (2) 減失 残存価格に見合う額

(利用券の有効期間)

第16条 条例第9条に規定する別表の使用料の利用券の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 当日券 発行した日
- (2) 回数券 発行日の属する年度の3月31日
- (3) 1か月券 発行日から1か月経過する日まで

(委員会による管理)

第17条 第2条から第5条及び第10条から第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会がトレーニング施設の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第2条、第3条第1項、第4条、第5条、第10条及び第11条中「指定管理

者」とあるのは「委員会」と、第3条第2項及び第13条中「指定管理者」とあるのは「係員」と、第11条の見出し中「指定管理者」とあるのは「係員」と、同条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「立ち入る」とあるのは「係員を立ち入らせる」と、第13条第2号中「指定管理者」とあるのは「館長」と、第14条中「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。

(第1号様式)

許可番号 第 号

スタジオ使用許可申請書（案）

年 月 日

様

団体名 _____

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおりトレーニング施設内スタジオの使用を申請します。

| | | | | | |
|-----------|---|-------------|-------|------------------|------------|
| 使 用 目 的 | | | | | 入場料 有・無 |
| | | | | | |
| 使 用 日 時 | 自 年 月 日(曜日) | 時 から | 時 ま で | | |
| | 至 年 月 日(曜日) | 時 から | 時 ま で | | |
| 使 用 内 容 | 1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物 | | | | |
| | (1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない | | | | |
| 使 用 施 設 | スタジオ | | | | |
| 特 別 施 設 | 1 有 2 無 | 使 用 予 定 人 員 | 合 計 人 | 選 手 人 関 係 者 人 | |
| 使 用 備 品 | | | | | |
| 使 用 責 任 者 | 住 所 氏 名 | 電 話 | | | |
| ※ 使 用 料 | ※使用料減免 有・無 使用料積算内訳 | | | | |
| | | | | 使 用 料 合 計 額 | 円 |
| 適 用 | 1 芽室町トレーニング施設設置及び管理条例、同施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2 使用後の整理整頓は、使用者が責任をもって行うこと。 | | | | |

※印は記入しないで下さい。

(第2号様式)

ト レ ー ニ ン グ 施 設 使 用 者 名 簿 (案)

| 月 | 日 | 氏 名 | 年 齢 | 区 分 | 居住地 | 使 用 時 間 | 使 用 内 容 |
|---|---|--------|--------|------------------|--------------|------------------|------------------|
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | 歳 | 小・中・高校生一般(60歳以上) | ・町 内 ・町 外 | 自 時 分 至 時 分 | |

※ 区分、居住地は該当するものに○をつけてください。

(第3号様式)

許可番号 第 号

スタジオ使用許可書(案)

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあったトレーニング施設内スタジオの使用について、
次のとおり許可します。

| | | | | | | |
|-------|---|--------|-----|----------------|--|-------------------------------|
| 使用目的 | | | | | | 入場料 |
| | | | | | | 有・無 |
| 使用日時 | 自 年 月 日(曜日) | 時から | 時まで | | | |
| | 至 年 月 日(曜日) | 時から | 時まで | | | |
| 使用内容 | 1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物 | | | | | (1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない |
| 使用施設 | スタジオ | | | | | |
| 特別施設 | 1 有 2 無 | 使用予定人員 | 合計人 | { 選手 人人 関係者 | | |
| 使用備品 | | | | | | |
| 使用責任者 | 住所 氏名 | 電話 | | | | |
| 使用料 | 使用料減免 有・無 使用料積算内訳 | | | | | 使用料合計額 円 |
| 適用 | 1 芽室町トレーニング施設設置及び管理条例、同施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2 使用後の整理整頓は、使用者が責任をもって行うこと。 | | | | | |

※スタジオ使用の際は本書を提示して下さい。

(第4号様式)

スタジオ使用取消願(案)

年　月　日

様

団体名 _____

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

年　月　日付許可番号第　　号をもってトレーニング施設内スタジオの使用許可をいただきましたが、次の理由により取り消しますのでお取り計らいくださいようお願いいたします。

記

| 取　　消　　の　　理　　由 | | |
|---------------|--------|-------------|
| ※ 使用料納入状況 | ※還　付　額 | 還　付　該　当　条　項 |
| 会場使用料 | 円 | 規則第　　条 円 |

※印は記入しないでください。

(第5号様式)

当日券 (案)

| | |
|-------------|-----|
| 年　月　日 | No. |
| トレーニング施設入場券 | |
| 240円 | |
| 芽室町トレーニング施設 | |

回数券 (案)

表

| | |
|---|---|
| No._____ | No._____ |
| トレーニング施設回数券 (控) (240円) | トレーニング施設回数券 (240円) |
| 有効期限 (年 月 日まで) | 有効期限 (年 月 日まで) |
| <発行者> 指定管理者 | <発行者> 指定管理者 |
|  |  |

裏

注 意 事 項

- この券は、1回の消印でトレーニング施設が使用できます。
- 施設使用時は、係員の指示事項を厳守して下さい。
- この券の払い戻し、又は通貨の交換はいたしません。
- この券の汚損、紛失等によって生じる損害の補償はいたしません。
- この券を利用の際は、切り離さずお持ちください。
- 有効期限を過ぎた回数券はいかなる場合でも使用できません。

(第6号様式)

(案)

表

トレーニング施設1か月券 No.

使用承認書兼領収書 ¥2,400-

有効期限

年 月 日

まで有効

住所

氏名

発行者

受領印

裏

注意事項

1. 入館の際は、必ずこの使用券を受付にお見せください。
2. この使用券は、記名の本人に限り使用することができます。
3. 係員の指示事項を厳守して下さい。
4. 使用後の整理整頓はすべて使用者が行なってください。
5. 使用規則等に違反した場合は、この使用券を回収いたします。
6. 領収印の無いものは無効です。
7. 紛失・破損の場合はトレーニング施設へお届けください。
8. この券は、払い戻し、又は通貨との交換はいたしません。
9. この券は、茅室町トレーニング施設でのみ使用することができます。

(第7号様式)

スタジオ使用料還付申請書（案）

年　月　日

様

団体名 _____

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

| | |
|-------------------------------|--|
| 使 用 目 的 | |
| 使 用 日 時 | 自 年 月 日 (曜日) 時から 時まで 至 年 月 日 (曜日) 時から 時まで |
| 納 付 年 月 日 | 年 月 日 |
| 納 付 済 額 | 円 |
| 還 付 を 受 け よ う と す る 理 由 | |
| 還 付 方 法 | |
| そ の 他 | |